

意見書

平成 30 年 2 月 13 日

総務省総合通信基盤局  
料金サービス課御中

151-0053

とうきょうとしぶやく  
東京都渋谷区代々木 1-36-1 オダカビル 6F

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会  
地域 ISP 部会部会長 晋山 孝善

連絡先

事務局長 かめだたけし  
亀田武嗣

電話 03-5304-7511

電子メールアドレス info@jaipa.or.jp

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見募集の再意見募集について、別紙のとおり意見を提出します。

	各社の意見	JAIPA 会員の意見
	<p><b>【個人】</b>            フレッツ光隼の 1G 回線に乗り換えて、どれだけ速くなるかと思ったら、夜、どんどん遅くなり、300kbps くらいしか出なくなった。ADSL より遅く、ISDN やアナログモデムに近づく速度になった。自分ひとりだけでなく、ネットを調べると、このような速度低下は、他にも見られるものだった。ここまでの異常な速度低下を放置している行政にも大きな責任や原因があると思う。ただちにユーザーに立場に立った対応をすべき。</p> <p>ベストエフォートは、もともと最大限の努力をしようという意味だと思うが、いつから努力しない言い訳の言葉になったのか</p>	<p>多くの ISP は左記個人の意見の同様のクレームを日々受けています。総務省「接続料の算定に関する研究会」において示した通り、当協会が実施した ISP 向けアンケートにおいても、約 9 割の ISP が「顧客から網終端装置の輻輳におけるクレームを受けたことがある」と回答し、更に、8 割以上の ISP が「輻輳問題で解約した顧客が存在すると思う」と回答しています。網終端装置のクレームの原因の設備は東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿（以下、併せて「NTT 東西殿」といいます）が設置・管理・運用する設備（網終端装置、NTE）であるため、多くの ISP が NTT 東西殿にその設備の増設を要請していましたが、殆どのケースで断られており、多くの ISP は対処ができない状況です。</p> <p>左記個人の意見のとおり、昨今の網終端装置を起因とする輻輳問題は、ベストエフォート回線であるものの、1Gbps の回線速度に対して実効速度が kbps オーダであるなど、あきらかに一般的常識とかけ離れた程度の実効速度となっていることです。これは NTT 東西殿のユーザー約款に基づくサービスの品質の問題であり、NGN を利用する消費者の共通の問題です。原因箇所である網終端装置の設備を管理・運営し、利用者からネットワーク利用</p>

		<p>料として収益を得ながらサービスを提供している NTT 東西殿が消費者の声を受け止め、自らの事業責任において早急に改善を行うべきです。</p>
<p>費用負担の区間</p>	<p><b>【KDDI 株式会社】</b></p> <p>しかしながら、インターネット接続にかかるユーザ料金は、ISP 事業者が設定する ISP 料金と NTT 東・西が設定するフレッツ光料金で、ぶつ切りで料金設定されており、網終端装置のコストはフレッツ光料・に含まれています。仮に、今回申請された網終端装置のメニューを網終端装置の輻輳にかかる抜本対策としてしまうと、本来、NTT 東・西がフレッツ光の基本的なサービス品質を維持するために、フレッツ光料・を原資として負担すべき網終端装置のコストについて、今後は全て ISP 事業者がそのコストを負担することになるため、ユーザ料金の設定範囲とコスト負担の関係に歪みが生じることとなります。</p> <p>網終端装置のコストがフレッツ光料・に含まれていることを踏まえれば、網終端装置の輻輳にかかる抜本対策としては、今後も、NTT 東・西のフレッツ光料金を原資とした対応が必要であり、引き続き、時代の流れ（一契約当たりのインターネットトラフィックの増加）に見合った提供メニューや増設基準を検討することが必要です。</p> <p><b>【株式会社クロノス】</b></p> <p>本約款認可申請によると、新型 NTE は ISP 事業者が装置の全額を網改造料として負担、従来型 NTE は装置のインターフェース費用を ISP 事業者が網改造料として負担するとあります。現状ではフレッツ利用料金で太宗を賄っている従来型 NTE と ISP が全額負担する新型 NTE は、フレッツ利用者が負担する費用負担区間が異なり新型 NTE についてはフレッツユーザーと ISP 事業者の両方から新型 NTE の費用を徴収していることとなります。</p>	<p>各社の意見に賛同します。</p> <p>NTT 東西殿設備である網終端装置 (NTE) のコストを ISP が負担することは、NTT 東西殿が本来的に負担すべきコストを ISP 事業者負担させるもので、容認することはできません。</p> <p>接続事業者と NTT 東西殿は、それぞれの網を相互に接続することでインターネット接続サービスを提供しているものの、ISP 事業者が NTT 東西殿に対して、その接続にかかる費用、例えば NTT 東西殿に対してのみ専有する機器やインターフェースの費用なども請求することはありません。にもかかわらず、NTT 東西殿は ISP と接続するインターフェースだけでなく、その先にある網終端装置の費用負担まで求めてくることはボトルネック設備を持つ者のみが可能であり、すなわち優越的地位の濫用であり不当です。NTT 東西殿による、NTT 東西殿のネットワーク管理の不備に対する ISP の指摘を「要望」と捉え、その設備の負担を ISP に切り替えることは円滑なネットワークの運用・接続制度・不公正な取引など様々な観点で大きな問題であり、容認することはできません。</p>

	<p><b>【株式会社エヌディエス、株式会社サンライズシステムズ、有限会社マンダラネット】</b>      今回 NTT 東西殿から発表された D 型網終端装置について、その設備等を全額 ISP 負担としている点について大きな問題があります。二者の事業者網を接続する際には、接続を円滑にするために、これまでネットワークは NNI (POI) を分界点としてネットワークの責任の所在 (コストの負担範囲) を明確にしてきました。(中略) この設備は NTT 東西殿が利用者から徴収するネットワーク利用料で管理・運用され、サービスが提供されるべきものです。しかし今回、多くの ISP への事前の相談や確認、議論もなく、NTT 東西殿の判断によって D 型網終端装置は費用負担のみが ISP の負担に変更されました。NTT 東西殿は本申請の中で理由について「PPPoE 方式においてトラフィックの急増に対してネットワーク側において十分な対応をすることが困難な状況にある」としているものの、今回の措置はその事象に対する困難性の根拠はなく、また本申請によってどのように解決されるのか等も含め、全く具体的な根拠が示されることがなく申請が行われています。実際、費用負担を ISP に変更することによって、「ネットワーク側において十分な対応をすることが可能になる」とは到底に考えづらく、本措置は単なる NTT 東西殿の自社ネットワークのコストの押し付けでしかないことから大きな問題です。</p> <p><b>【EditNet 株式会社】</b>      相互接続が文字通り対等な接続であれば、POI の向こう側の費用を肩代わりさせることは考えられませんが、NTE の輻輳問題で ISP 事業者がその負担を受け入れざるをえないのは、ただ NGN がボトルネック設備であり、NTT 東西が交渉上きわめて有利な立場にあるからです。      D 型 NTE を現行サービスの輻輳対策のために導入することは、ユーザに対する自らの責任を放棄し、ISP に対しては費用負担区間のルールを一方的に変更し、ISP 事業者の負担で NGN 区間の品質確保を使用とするもので、およそ受け入れられません。</p>	
トラヒック増加	<b>【EditNet 株式会社】</b>	各社の意見に賛同します。NTT 東西殿はあたかも昨今の

<p>に伴うコスト負担者</p>	<p>(総論)</p> <p>NTT 東西は「動画や大容量データのダウンロードも快適な速さでスムーズにインターネット！」(NTT 東日本 web ページより)と速度や快適さを宣伝して顧客を誘引しながら、利用が集中する夜間は ISP によっても異なるものの、動画の再生はおろか web ページの閲覧にも支障が起こっています。これは NTE の輻輳によりパケットロスによる再送が生じるため、ポート容量からの超過が一見わずかでも、実効速度が急激に低下し始めます。(中略) ISP 事業者もコンテンツプロバイダも、それぞれ自社 NW の増強に多大な負担をしています。</p> <p><b>【株式会社エヌディエス、株式会社サンライズシステムズ、有限会社マンダラネット】</b></p> <p>NTT 東西殿はトラフィック増加が本申請に伴う理由としていますが、ISP ネットワークやコンテンツネットワークも同様にトラフィック増加に伴う自ネットワークのコスト負担(投資)を自らの責任で行っています。インターネットはこれまで自網を自己負担として、自らの責任でネットワーク設備やトラフィック、品質の管理を行っています。今回、NTT 東西殿がトラフィックの増加を理由にして自らがユーザに提供しているネットワークの設備投資を他社に強いることは公正な根拠がないだけでなく、ボトルネック設備を持つ者としての優越的地位の濫用であり、不当です。</p>	<p>インターネットトラフィックの急増によって自社のみが設備負担していると示唆していますが、ユーザのインターネットトラフィックが通過するネットワーク事業者すべてが日々増加するトラフィックに応じて設備投資を行っているものであり、NTT 東西殿のみが負担しているものではありません。また、各事業者が行う自社網に対する設備投資は、自社の収益を原資として行っており、NTT 東西殿の今回の主張のように、自らの設備のコストを他社 (ISP) に押し付けるようなことは行っておりません。例えば、移動体通信事業者 (MNO) においてもユーザのトラフィック増加に直面していると容易に想定されるものの、このために行った設備増設にかかるコストの大半を接続事業者に押し付けるようなことは行っていません。NTT 東西殿設備は、自社設備である網終端装置のコストを ISP に負担させる矛盾を早急に解消すべきです。</p>
<p>網終端装置の増設基準</p>	<p><b>【ソフトバンク株式会社】</b></p> <p>そもそも、NTT 東西殿が設定している増設基準ではトラフィックの急増に対応できていないという根本的な問題については、未だ解決策が示されていません。現在の増設基準に従うと輻輳が発生する、という状況であるならば、そもそも増設基準に問題があることは明らかであり、増設基準を見直すことこそが本来の対応であると考えます。仮に、現在の増設基準でトラフィックの急増に対し十分な対応ができているのであれば、NTT 東西殿は根拠をもって十分な対応ができていることを示すべきと考えます。</p> <p>なお、上述の通り、網終端装置の輻輳対策として本増設メニュー以外にも様々な施策</p>	<p>各社の意見に賛同します。</p> <p>D 型 NTE の導入は、既存網終端装置の輻輳の根本原因を取り除くものではないことから、昨今の輻輳問題には効果がありません。現在の増設基準は明らかに実情に対応できていないため、ソフトバンク株式会社殿 (以下、ソフトバンク殿といいます) が指摘するように基準そのものの見直しが必要と考えます。NTT 東西殿は NTE の増設基準をセッションベースからトラフィックベースに早急に変更すべきです。</p>

	<p>がとり得ると考えられることから、本増設メニューを利・する事業者が、今後新たなメニューが導・された際に新たなメニューにスムーズに移・できるようにすべきと考えます。</p> <p><b>【EditNet 株式会社】</b></p> <p>従来型 NTE の増設基準はいずれもセッション数で規定されていますが、現在の NTE のメニューが東日本で 2013 年、西日本で 2014 年に決まったときからほとんど変わっていません。(中略) 2013 年から 17 年にかけて利用者の総トラヒック、1 契約あたりのトラヒックも約 4 倍に増加する中、この当時のセッション基準を維持することは現状に合っていません。(中略)</p> <p>IP 通信では、輻輳の発生により一気に品質が低下することを踏まえ、まずは大多数の利用者が利用する従来型 NTE の増設基準を早急に現状にあった水準に見直すことにより、これらの輻輳を解消することが必要です。D 型 NTE はその次にあるべきものです。</p>	
<p>トラヒックベースでの増設基準の必要性</p>	<p><b>【KDDI 株式会社】</b></p> <p>また、検討にあたっては、第・次報告書の主な意・にある通り、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・増設基準をセッション数からトラヒックベースに・直す要望</li> </ul> <p>といった ISP 事業者からの要望を考慮して検討する必要があると考えます。</p> <p><b>【株式会社クロノス】</b></p> <p>(輻輳問題の解決)</p> <p>答申には「NGN は利用者が ISP 事業者を介してインターネット等を利用するために用いられるネットワークであることを踏まえると、現在 NTT 東日本・西日本の負担で行われている増設についても、円滑なインターネット接続が可能となるように行われる必要があり、そのための増設の基準を NTT 東日本・西日本において設定するとともに、現在も情報開示の取組が行われているところであるが、これを明示すべきである。」</p>	<p>KDDI 株式会社殿 (以下 KDDI 殿といいます)、株式会社クロノス殿 (以下、クロノス殿といいます)、株式会社エヌディエス殿 (以下、エヌディエス殿といいます)、株式会社サンライズシステムズ殿 (以下、サンライズシステムズ殿といいます)、有限会社マンダラネット殿 (以下、マンダラネット殿といいます)、シナプス株式会社殿 (以下、シナプス殿といいます)、EditNet 株式会社殿 (以下 EditNet 殿といいます) の意見に賛同します。</p> <p>トラヒックベースへの増設基準の見直しは情報通信行政・郵政行政審議会が示す方向性 (2017 年 12 月 22 日公表の「考え方 4」ほか) に沿うものです。NTT 東西殿</p>

とあり、その増設についても「また、増設基準はトラフィック実態等に合わせて継続的に見直されることが適当であり、NTT 東日本・西日本においては、基準の緩和に向けて、他事業者・団体からの寄せられる意見・要望を十分参考にしながら取組を進めることが適当である。」とトラフィックを増設基準とすることが適当との考え方が示されています。すなわち、輻輳問題の解決には従来から存在する網終端装置（中略）の増設基準をトラフィック基準で見直であり、新型 NTE の提供は解決手段ではありません。速やかに従来型 NTE のトラフィック基準での見直しを求めるものです。

**【株式会社エヌディエス、株式会社サンライズシステムズ、有限会社マンダラネット】**  
NTT 東西殿は、今回の申請の中で「接続事業者の要望を踏まえて新たな接続メニューを提供する」と述べています。しかし、当社をはじめ多くの ISP は既存の網終端装置の増設基準を、輻輳問題の根本的原因であるセッションベースの基準からトラフィックベースの基準に変更すべきであると度々強く要請しているものの、いまだに NTT 東西殿は変更していません。

**【シナプス株式会社】**  
NTT 東日本・西日本殿は、(中略)「事業者から寄せられたご要望等を踏まえ、今般『網終端装置を自由に増設できる接続メニュー』を提供することとしたものです。」と述べています。しかしながら弊社を含む多くの接続事業者は、インターネット接続サービスご利用者の動向やサービス品質確保の観点から、トラフィック急増による輻輳対策としては、網終端装置の増設基準をセッション数ベースからトラフィック量ベースに変更することを強く要望してきました。

**【株式会社エヌディエス、株式会社サンライズシステムズ、有限会社マンダラネット】**  
一部の事業者から要望があったとされる本申請にかかる措置には応諾しながら、多くの ISP の要望である「NTT 東西の消費者問題・社会問題の解決策である設備増設基準

は早急に既存 NTE の増設基準をトラフィックベースに変更し、社会問題の改善を図るべきです。

左記アルテリア・ネットワークス株式会社殿（以下、アルテリア殿といいます）の意見に反対します。増設基準変更に要する時間の内訳は、トラフィックベースやセッションベースのいずれにおいてもその増設ポリシー策定を行うことであり、トラフィックベースおよびセッションベースの両検討に要する時間には差がありません。NTT 東西殿は、多くの ISP が求めているトラフィックベースへの見直しを最優先に、速やかに実行すべきです。

株式会社朝日ネット殿(以下、朝日ネット殿といいます)の意見に反対します。輻輳問題の根幹は、NTE の増設基準がセッションベースであることです。今回の D 型 NTE が導入された場合、NTT 東西殿の輻輳問題の根本的解決へのインセンティブがなくなり、返って問題解決が先送りされる、もしくは解決されないことにつながりかねません。NTT 東西殿は、まずは多くの ISP が求めているトラフィックベースへの見直しを早急に行うべきです。

	<p>の変更」については全く応じないのは不当であることから、早急にこれに応じ、NTT東西が原因である社会問題・消費者問題の解決を図るべきです。</p> <p><b>【アルテリア・ネットワークス株式会社】</b>  (既存網終端装置について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存設備について、トラフィックベースへの見直し検討に時間を要するのであれば先行してセッションベースでの増設基準の引き下げ等についても検討すべきである。</li> </ul> <p><b>【株式会社朝日ネット】</b></p> <p>1. 変更の経緯に記載の図の通り一契約当たりのトラフィックの増加による輻輳問題はISP事業者にとって喫緊の課題であると認識しております。</p> <p>今回、ウ欄対象となるIP通信網終端装置がISP事業者の判断で増設できるようになることは、トラフィック増加に起因する輻輳問題を解決する選択肢の一つとして有効だと考えます。複数のISP事業者がウ欄対象となるIP通信網終端装置の早期提供を希望するものと考えます。</p>	
<p>その他輻輳対策</p>	<p><b>【KDDI 株式会社】</b></p> <p>また、検討にあたっては、第・次報告書の主な意見にある通り、(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1Gbps以上の網終端装置の新設の要望</li> </ul> <p>といったISP事業者からの要望を考慮して検討する必要があると考えます。</p> <p><b>【EditNet 株式会社】</b></p> <p>PPPoE方式のNTEは、特殊な例を除いてインタフェースが最大1Gbpsであり、この仕様は5年以上変わっていません。(中略)既に他の接続事業者も要望されている通り、時代に合わせて10GbpsなどのNTEも選択肢に加えていただくことを要望します。</p> <p><b>【株式会社シナプス】</b></p>	<p>各社の意見に賛同します。</p> <p>シナプス殿の意見に賛同します。ただしNTT東西殿による輻輳箇所の「網終端装置でなく別の箇所」の示唆について、ベストエフォートサービスであることからその可能性を否定するものではないものの、網終端装置の輻輳によってネットワーク品質の低下が長時間にわたって、多くの利用者が発生していることは明らかです。そのため、この根本原因である網終端装置の増設基準の議論については「別の箇所」の議論と並行して行う必要があると考えます。</p>



	<p>(3) 輻輳問題対策への効果について</p> <p>2018年1月10日に接続事業者向けに開催したD型NTEに関する説明会で、NTT東日本・西日本殿より、昨今の輻輳問題のボトルネックは網終端装置では無く、NGN網内の別の箇所が存在する可能性が示唆される発言がありました。よって今回の契約約款一部改正は、輻輳問題に対する効果について疑義が残ります。輻輳問題の対策を効果的なものとするためには、NTT東日本・西日本殿はNGN品質基準の考え方を明らかにし、かつNGN網内のボトルネック箇所の洗い出しが必要と考えます。</p>	
<p>D型網終端装置メニューの位置付け</p>	<p><b>【EditNet株式会社】</b></p> <p>NTT東西はD型NTEを「各ISP事業者の個別要望に基づく選択肢の一つ」と位置付けています(2017年10月27日接続料算定研究会(第8回),NTT東西発表資料p28ほか)。しかしすでに述べてきたとおり、輻輳対策という意味では既存NTEの十分な増設が求められているのですから、D型NTEはあくまでも同一ISPの中で料金に差をつけ、プレミアムコースのようなサービスを提供したい事業者が、従来よりも上乘せした接続料の負担で個別にぜひ導入したい設備という位置づけのはずです。</p> <p><b>【株式会社クロノス】</b></p> <p>新型NTEはISP事業者が標準のフレッツサービスとは異なる品質のサービスを提供するためのものであります。</p>	<p>各社の意見に賛同します。</p>
<p>D型NTE申込手順・情報開示に関する検証の必要性およびJAIPA要望の有無</p>	<p><b>【シナプス株式会社】</b></p> <p>(略) 中小規模の接続事業者にとっては経営を左右する大規模投資ですが、他社との競争上、不十分な情報と極めて短い検討期間での申込判断を迫られました。案内方法やD型NTEに関わる情報提供について、全ての接続事業者に公平に行われたのか、検証が必要と考えます。</p> <p><b>【株式会社クロノス、EditNet株式会社】</b></p> <p>(上記と同様の意見のため省略)</p>	<p>各社の意見に賛同します。</p> <p>高額な支払いとなるNTEの導入検討から決裁、申込までを、一般的な企業がわずか10日間で対応することは現実的に不可能であることから、これらの情報が一部の事業者のみ事前に開示されていたのではないかと考えざるを得ません。増設基準のないNTEの提供の情報がすべての事業者と同じタイミングで行われたか否かも含め、公平性・透明性・適正性の観点で検証すべきです。</p>

	<p><b>【株式会社クロノス】</b></p> <p>新型 NTE の提供について NTT 東西殿から接続事業者に開示が行われたのは平成 29 年 10 月 30 日、第一次申し込み受付期間が平成 29 年 11 月 1 日から同 11 月 10 日とされました。従来型 NTE に比べて軽微とはいええない水準のコスト増となる新型 NTE の採用を検討する期間としては不十分です。また当社が協会員となっている一般社団法人日本インターネットプロバイダ協会（以下、JAIPA とする）の会合において JAIPA 会長より新型 NTE は数百台の申し込みがあったと発言がありました。</p>	<p>なお、NTT 東西殿は、「当社は、個別の事業者協議だけでなく、一般社団法人日本インターネットプロバイダ協会殿とも協議する中で、事業者から寄せられたご要望等を踏まえ、今般「網終端装置を自由に増設できる接続メニュー」を提供することとしたものです。」と述べられていますが、当協会は消費者問題ともなっているトラフィック輻輳問題の解消に向けて、既存を含む網終端装置に対するトラフィックベースでの増設を要望しており、過去も公にしています（第 3 回、第 4 回本研究会資料参照）、その後、総務省殿と相談しながら NTT 東西殿と協議を行っておりますが、当協会として「網終端装置を自由に増設できる接続メニュー（全額負担メニュー）」を要望しておりません。具体的には、2017 年 10 月 4 日に開催された協議の席において NTT 東西殿から突然全額負担メニュー提供開始する旨の通知を受け、更に 10 月 13 日協議で金額の提示を受けたものであり、10 月 4 日以前やその後今日まで当協会が網終端装置の全額負担メニューを要望した事実は一切ありません。</p> <p>クロノス殿の意見に賛同します。多くの接続事業者が D 型 NTE の申し込みをしているという事実は、実際に消費者に相対している接続事業者の窮状を現しています。JAIPA 会員で D 型 NTE を申し込んだ接続事業者の多くは、NTT 東西殿から NTE の増設を拒否されたことで輻輳対策の先行きが見通せない中で、制度に対する整合性よりも、相対している顧客に対するサービス品質</p>
--	---	--

		<p>の確保を優先せざるを得なかった状況があります。</p> <p>NTT 東西殿は自社のコールセンターで利用者から多くのクレームを受け NTE の輻輳問題を認知しているにも関わらず、顧客に「ISP の設備の問題」と回答してその責任を ISP に押し付け、一方で ISP による設備の増設要請を拒否してきました。これは NTT 東西殿による優越的地位の濫用以外になく、これらの行為によって NGN において公正競争が歪められていることは明らかです。総務省殿におかれてはこれらの状況（NTT 東西殿が ISP に NTE の増設要請を拒否した事例の有無等）を検証し、輻輳問題や NTE 費用負担問題をはじめとした諸問題の早期解決に向けて取り組んでいただきたいと考えます。なお、現在は光コラボレーションの提供によって、接続事業者が NTT 東西殿との卸契約に対する影響を考慮して発言や意見に対して萎縮するなど、いわば独占的な卸サービスによって萎縮効果が働いていることから、これらの状況を勘案した形で検証をしていただきたいと考えます。</p>
<p>網終端装置の原価に対する懸念</p>	<p>※●部分は非開示情報</p> <p>【EditNet 株式会社】</p> <p>(すでに ISP への負担付け回しが横行)</p> <p>NTT 東西は「増設基準を緩和」と強調されますが、その際、ISP 事業者に大きな追加負担を求めるメニューであることを明確に説明されていないようです。このタイプは C-20 型と呼ばれ、同じ資料で「中型 NTE」と示される C 型（増設基準セッション数が「8000」とされるタイプ）と同じ機器であり、4 相互にメニュー変更が何度でも可能</p>	<p>各社の意見に賛同します。</p> <p>第一種指定電気通信設備における接続料は原価主義であるため、装置が同一であれば、接続料は同額となるはずですが、そのため、例えば C 型の各 NTE に対する費用負担は同額になるはずであるものの、現状はそれぞれに接続料が異なっています。同じ装置であるにもかかわらず接続料が異なっているということは原価に基づかない料金設定がされ</p>

	<p>です（形式名その他については、2018年1月23日接続料算定研究会(第11回)におけるプロバイダー協会発表資料および説明による）。違いはC型の増設基準セッション数が8000で網改造料が月額約●円であることに対して、C-20型は増設基準が2000セッションに緩和される一方、網改造料が約●円に上がります。同じ機器であることから網改造料の算定根拠である機器の価格も同じですので、この機器の本来のインターフェース価格（接続約款に基づき計算される網改造料）は●円のはずですが、約●倍をISP事業者負担させています。この差額は、本来NGN網内の設備で一般収容局接続ルーティング伝送機能に計上される（NGNの利用者料金の中から負担される）ところを、ISP事業者が網改造料で肩代わりしています。</p>	<p>ているとしか考えられません。これは第一種指定設備の料金算定や、インターフェースのみを支払う当該接続料金の考え方に合致していません。今回のD型NTEだけでなく網終端装置全般の料金の妥当性について、データが開示された上でオープンに議論される必要があります。</p>
<p>NTT 東西殿が意図した少数の事業者にのみ秘密裏に特別メニューを提供していた件</p>	<p><b>【株式会社エヌディエス、株式会社サンライズシステムズ、有限会社マンダラネット】</b>  総務省の「接続料の算定に関する研究会」では、NTT 東西殿によって意図的に選定された接続事業者にのみ限定して、秘密裏に特別な網終端装置の提供メニューを用意し、それを提供したことが明らかになりました。第一種指定電気通信設備を持つ者として、競争事業者や自社利用部門からの接続の同等性を担保する責任があるにも関わらず、このように特定の事業者を優越した取扱をすることは法の趣旨に反しており、非常に問題です。</p> <p><b>【EditNet 株式会社】</b>  NTT 西日本殿が現行の接続約款を変更する以前から全く同様のメニューを提供してきたことを公に認めており（2017年4月12日接続料算定研究会(第2回)議事録p37, NTT 発言）、さらにこのメニューは2016年度から一部の事業者だけに個別提示をして提供されていたことが明らかになっています</p>	<p>各社意見に賛同します。  公平性を担保すべきNTT 東西殿が、意図的に選んだ事業者のみに特別メニューを秘密裏に提供していたことは、これまで築き上げてきた競争政策を根底から覆すものです。卸サービス、利用部門による個別提供なども含め、NTT 東西殿における競争事業者に対する個別提供の実態について、公平性・透明性・適正性の観点で検証を行うべきであると考えます。</p>
<p>NGN インターネット接続サービスの接続メニュー</p>	<p><b>【EditNet 株式会社】</b>  （光コラボレーションモデルの接続化も検討すべき）  フレッツサービスにも利用区間（既存NTEのISP接続用またはD型NTEのISP接続用）</p>	<p>各社意見に賛同します。  「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について答申（情報通信審議会・平成20年3月27日）」</p>

<p>一化の要望</p>	<p>に合わせた網使用料（利用者 1 人当たりの網使用料）が設定され、ISP 事業者が再販でなく接続によりフレッツと ISP を一本で料金設定権を持つようにすることも検討されるべきです。</p> <p><b>【株式会社シナプス】</b>  網終端装置は、相互接続点からみて NTT 東日本・西日本側の装置であり、NTT 東日本・西日本の IP 通信網サービス提供のために、役務を提供していない接続事業者が個別負担する根拠が明らかではありません。</p> <p>さらには、接続事業者に負担を求めるとする網改造料の算定に係る個別費用が不明確であることから、著しく料金設定の透明性を欠いております。事業者は料金負担の妥当性を判断できず、かつ NTT 東日本・西日本殿にはコスト削減インセンティブも発生しないことから、インターネット接続サービスのコストダウンが進まず、最終的にご利用者利益を損なう懸念があります。もし事業者に個別負担を求めるのであれば、相互接続点の見直しから議論されるべきであると考えます。</p>	<p>までの議論の場において、NTT 東西殿は「利用する ISP 事業者殿を自由に選択することが可能であること」等を理由として、当時多くの接続事業者が求めていたインターネット接続サービスのアンバンドルについて反対してきました。しかしながら、光コラボレーションモデル（卸モデル）の提供によって、「利用する ISP 事業者殿を自由に選択することが可能である」状態で料金の設定権が ISP に移っています。これは、従来 NTT 東西殿が主張していた「できない理由」は過去に KDDI 殿が以下指摘していたとおりであることが明らかになりました。</p> <p>同議論において接続事業者等は以下の通り主張していました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「技術的な問題があると述べられているが、『接続先を限定すること』については技術的な問題があったとしても『接続料設定』にあたっての技術的な問題は等に無いと理解しており（中略）本機能についてはアンバンドルして接続料を設定することが必要」（KDDI 殿）</li> <li>・「ISP 接続について接続料を設定することは従来から多くの ISP が要望してきたことであり、最終的に利用者が安価なサービスを楽しむ可能性や、ISP 事業者がエンドエンドの料金設定権を持つことで料金設定の弾力性によるサービス競争の発展が期待できるので接続料設定を行うべき」（TOKAI、ビック東海）</li> <li>・「アンバンドルを ISP 事業者向けに提供しても、複数の ISP 事業者を切り替えて利用する利用者や、ISP に接</li> </ul>
--------------	---	--

		<p>続せず NGN のサービスのみに利用する利用者は（中略）技術的に問題は無いと考えます」（JAIPA）</p> <p>・「ISP 接続に係る機能に関して、エンドエンド料金の低廉化のために、事業者間接続料金の設定、また従来の地域 ISP 網で採用している『ぶつ切り料金』とどちらも選択できる柔軟な対応を希望します。（フュージョン・コミュニケーションズ）</p> <p>フレッツ光コラボレーションモデルの出現によって、「アンバンドルできない理由」が消滅したことから、あらためて上記の議論を行い、速やかにアンバンドルを実現していただき、インターネット接続サービスでの卸サービス偏重の状況や、料金設定の弾力性によるサービス競争の促進を図るべきです。</p>
分離問題	<p><b>【EditNet 株式会社】</b></p> <p>管理部門に属するはずの相互接続推進部は、ISP 事業者が NTE の増設要望を出しても、「自社の負担が増えるので難しい」として応じようとしません。（略）まるで管理部門が利用部門の利益を代弁しているような状況が見受けられます。</p> <p>この問題は、NTT 東西の機能分離が必ずしも十分でないことに起因していると思われます。今回の NTE の輻輳問題および D 型 NTE の問題を機に、現在の NGN の相互接続モデルにおける責任分担・費用負担のあり方、ひいては機能分離のあり方が公正な競争を通じて利用者（消費者）のメリットを実現できているか、これらの議論を行うことの必要性を感じました。</p>	各社意見に賛同します。
認可に際して設定されるべき条件	<p><b>【株式会社エヌディエス、株式会社サンライズシステムズ、有限会社マンダラネット】</b></p> <p>多くの ISP が出席した NTT 東西の D 型網終端装置に関する説明会（2018 年 1 月 10 日）において、「省令改正で約款化が求められる増設基準について、いつどのような内容</p>	各社意見に賛同します。

で申請する予定か」という ISP の質問に対し、NTT 東西は「現行の NTE 増設基準は適切と考えているので、概ね現行の基準にて申請をしたい」と回答しており、総務省「接続料の算定に関する研究会」での方向性には沿わない考えを示しています。

この状況において、このまま D 型網終端装置だけが認可されれば、NTT 東西殿には社会問題化した既存の網終端装置の増設基準を改善するインセンティブが全く働きません。(中略) まず既存の網終端装置による社会問題・消費者問題が解決するよう、本申請の認可にあたっては、既存の網終端装置の増設基準を変更することを条件として附すことを強く要望します。

**8 【EditNet 株式会社】**

(上記と同様の意見のため省略)

**【ソフトバンク株式会社】**

(上記と同様の意見のため省略)

**7 【株式会社クロノス】**

本約款認可申請の認可には以下の条件を付帯するよう意見いたします。

ウ) 本約款の認可時には、識別子の付与に関する不公平が解消されていること。